

## 文化財保護に関する事務

### 【移譲の概要】

- 18 市町に移譲
  - ・埋蔵文化財の発掘の届出受付等：11 市町
  - ・史跡名勝天然記念物の現状変更許可等：全町（市は法定）

### 【市町の主な声】～15 市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、届出・申請等を受け付けた市町が県に進達し、県が対応を決定した結果を市町が届出者等に伝達していたが、移譲後は、市町が、**基準に沿って地域の実情を踏まえた判断**（史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財の保存等）や発掘に関し必要な事項等の**指示などを直接行う**ことが可能となったため、**対応期間を短縮**することができ、**事業者等の負担軽減**と**事務処理の迅速化**を実現している。